



☆12月の近隣施設ご案内☆

令和2年12月

<p>伊藤幼稚園 3775-8028 西大井5-22-8</p>	<p>☆地域園庭開放 4日(金)・17日(木) *状況の変化によっては、変更または中止となる可能性があります。</p>
<p>滝王子児童センター 3771-3885 大井5-19-14</p>	<p>☆臨時休館日のお知らせ 電気工事のため12月10日(木)は臨時休館となります。 ☆年末年始のお知らせ 12月29日(火)～1月3日(日)まで休館となります。1月4日(月)より開館します。</p>
<p>伊藤児童センター 3771-1311 西大井6-13-1</p>	<p>☆乳幼児親子対象事業「にこにこタイム」 月曜日～土曜日 午前9時～午前11時45分、午後1時～午後1時45分 館内のおもちゃ等で自由遊びができます。 *火曜日～金曜日の一部時間帯は、年齢別で集まれる時間を設けています。 ☆「小学生タイム」月曜日～土曜日 午後2時～午後5時50分 ☆「中高生タイム」月曜日～土曜日 午後5時～午後5時50分 *感染拡大のため、定員や消毒・換気の時間を設けています。また、利用に際して、利用登録をお願いしています。 ☆年末年始のお知らせ 12月29日(火)～1月3日(日)まで休館となります。1月4日(月)より開館します。 *利用についての詳細は、直接児童センターまでお問合せください。</p>
<p>大井図書館 3777-7151 大井5-19-14</p>	<p>1. 休館日：10日(木)・31日(木)～1月3日(日) 2. 開館時間：月～土曜日 午前9時～午後8時 日・祝日 午前9時～午後7時 *新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部サービスを縮小しています。 ご利用の際はお電話にてお問い合わせください。</p>
<p>ウェルカムセンター原・交流施設 5742-4660 西大井2-5-21</p>	<p>1. 申請受付時間：午前9時～午後4時 *施設のご利用には団体登録が必要です。 2. 休館日：16日(水)毎月第3水曜日 29日(火)～1月3日(日) 3. 開館時間：午前9時～午後9時 (夜間の利用がない場合は午後6時に閉館します) 4. 施設案内：多目的室(2室)、講習室(2室)、スポーツ室、グラウンド、交流サロン *新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、利用に制限がございますので、ご利用の際はお電話にてお問い合わせください。</p>
<p>西大井いきいきセンター 5718-1330 西大井2-5-21</p>	<p>《ご利用案内》 1. ご利用できる方 ①区内在住の60歳以上で利用券をお持ちの方。 ②初めてご利用される方は住所と生年月日が確認できるものをお持ちください。 利用券をお作りします。 2. 休館日：日曜日・祝祭日 3. 入浴サービス：毎週水曜日および金曜日 正午～午後4時(予約制) 4. マッサージサービス：24日(木) 申込み受付：毎月1日～第3水曜日 抽選日16日(水) 抽選発表日17日(木) *今月も健康室と一部グループのみ開放しています。スカイウェルマッサージ機とお風呂は予約制です。お問い合わせはお電話でお願いいたします。</p>

編集 大井鹿島町会・大井庚塚町会・出石町会・西大井二丁目町会・西大井四丁目町会・西大井五丁目伊藤町会
西大井六丁目町会・大井第一小学校PTA・伊藤学園PTA・伊藤小学校PTA・富士見台中学校PTA

お～い

令和2年 No.228

12月号

「お～い」編集委員会

品川区西大井 4-1-8
大井第三地域センター内
☎ 3773-2000

もし地震が発生したら・・・？

近年各地で地震が発生しております。品川区でマグニチュード7の首都直下型地震が起きたら、死者800人・負傷者8000人にも及ぶと想定されています。そのため、「もし地震が発生したら？」を事前に考えておくことが大切です。ここではいざという時に避難する、「一時集合場所」と「区民避難所」の違いについて紹介していきます。

一時集合場所とは・・・

発災直後に、防災区民組織(町会・自治会)単位で一時的に集合して様子を見る場所。または、集団で避難するための身近な集合場所。学校の校庭、神社・寺、公園などが防災区民組織ごとに決められています。

区民避難所とは・・・

家屋が倒壊したり、火災による延焼のため自宅での生活が困難な場合、一時的に生活を送る場所。区立学校などの施設が地域単位で指定されています。なお、地域の防災拠点となるため、在宅避難している人なども、避難先や必要な支援について、区民避難所へ伝えてください。

その他の避難所として・・・

補完避難所(児童センター等)

●区民避難所の収容力に不足が生じた場合補う



二次避難所(シルバーセンター等)

●区民避難所で生活することが困難な要配慮者を保護する



福祉避難所(老人ホーム等)

●区民避難所・二次避難所で生活することが困難な要配慮者を保護する

災害はいつ起きるかわかりません。そのため、自分が行くべき避難所はどこにあるのか、事前に確認することが大切です。

また、自宅が安全と判断した場合、自宅にとどまり**在宅避難**をしましょう！
そのため「最低3日分の食料・生活用品」を備蓄しましょう！ (事務局 記)



★区内一斉防災訓練のお知らせ★

12月13日(日)に行われる区内一斉防災訓練は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**一般の方の参加は不可**となります。皆様のご理解をよろしく願います。
※今後、コロナウイルス感染状況により訓練が中止になる場合があります。

